

■以下に記載のない手続については、個別にお見積りさせていただきます。

■特許庁への納付金等の最新情報は、特許庁ウェブサイト (<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>) で確認できます。

弊所報酬額 (税込)	特許庁への納付金 (印紙代)
------------	----------------

特許	先行技術調査 (任意)	調査料	¥21,600		
	出願費用	出願書類作成 (書類 + 図面) / 出願	¥216,000	出願料	¥14,000
	出願審査請求 ※1	請求手数料	¥10,800	審査請求料 ※2 (請求項数5の場合)	¥138,000
	中間処理 ※3	補正書 + 意見書	¥54,000		
	登録費用	登録料納付 + 成功報酬	¥108,000	特許料 ※4 (請求項数5の場合)	¥9,300
	<p>※1 特許庁の審査を受けるには出願日から3年以内に出願審査請求をすることが必要です。 出願審査請求から特許庁の審査結果の通知まで、約1年の「待ち期間」があります。(2016年9月現在) なお、所定の条件を満たす場合は、「待ち期間」を1~2カ月に短縮できる早期審査申請が可能です。手数料は¥21,600 (税込) です。</p> <p>※2 審査請求料の計算は右の通りです。基本料¥118,000 + 請求項の数 × ¥4,000</p> <p>※3 審査の結果、拒絶理由通知を受けた場合に、補正書・意見書の提出により特許取得が期待できる場合には中間処理を行います。</p> <p>※4 特許料は登録時に第1~3年の3年分を前納します。各年分の計算は下の通りです。 なお、特許権の有効期間は出願日から20年です。</p> <p style="text-align: center;">第1~3年 (基本料¥2,100 + 請求項の数 × ¥200) × 年数 第4~6年 (基本料¥6,400 + 請求項の数 × ¥500) × 年数 第7~9年 (基本料¥19,300 + 請求項の数 × ¥1,500) × 年数 第10年以降 (基本料¥55,400 + 請求項の数 × ¥4,300) × 年数</p>				

実用新案	先行技術調査 (任意)	調査料	¥21,600		
	出願・登録費用 ※1	出願書類作成 (書類 + 図面) / 出願	¥162,000	出願料	¥14,000
				登録料 ※2 (請求項数3の場合)	¥7,200
<p>※1 実用新案は特許庁の審査 (実体審査) はなく、出願審査請求もありません。出願すれば2~3カ月で登録されます。</p> <p>※2 登録料は出願料と合わせて出願時に当初3年分を前納します。各年分の計算は下の通りです。 なお、実用新案権の有効期間は登録日から10年です。</p> <p style="text-align: center;">第1~3年 (基本料¥2,100 + 請求項の数 × ¥100) × 年数 第4~6年 (基本料¥6,100 + 請求項の数 × ¥300) × 年数 第7~10年 (基本料¥18,100 + 請求項の数 × ¥900) × 年数</p>					

意匠	先行意匠調査 (任意)	調査料	¥21,600		
	出願費用 ※1	出願書類作成 (書類 + 図面) / 出願	¥86,400	出願料	¥16,000
	中間処理 ※2	補正書 + 意見書	¥32,400		
	登録費用	登録料納付 + 成功報酬	¥54,000	登録料 ※3	¥25,500
	<p>※1 意匠は原則として出願順にすべて審査されますので、出願審査請求はありません。 出願から特許庁の審査結果の通知まで、約1年の「待ち期間」があります。(2016年9月現在) なお、所定の条件を満たす場合は、「待ち期間」を1~2カ月に短縮できる早期審査申請が可能です。手数料は¥21,600 (税込) です。</p> <p>※2 審査の結果、拒絶理由通知を受けた場合に、補正書・意見書の提出により特許取得が期待できる場合には中間処理を行います。</p> <p>※3 登録料は1年単位で納付可能です。各年分の計算は下の通りです。 なお、意匠権の有効期間は登録日から20年です。</p> <p style="text-align: center;">第1~3年 毎年¥8,500 第4~6年 毎年¥16,900</p>				

商標	先行商標調査 (任意)	調査料	¥10,800				
	出願費用	出願書類作成 / 出願 ※1	1~3区分の場合	¥54,000	出願料 ※2	1区分の場合	¥12,000
			4区分以上の場合	¥75,600		3区分の場合	¥29,200
	中間処理 ※3	補正書 + 意見書	¥32,400				
	登録費用	登録料納付 + 成功報酬	¥32,400	登録料 ※3	1区分の場合	¥28,200	
					3区分の場合	¥84,600	
<p>※1 商標は原則として出願順にすべて審査されますので、出願審査請求はありません。 出願から特許庁の審査結果の通知まで、約5カ月の「待ち期間」があります。(2016年9月現在) なお、所定の条件を満たす場合は、「待ち期間」を1~2カ月に短縮できる早期審査申請が可能です。手数料は¥21,600 (税込) です。</p> <p>※2 商標の出願料は、指定する区分の数により決まります。計算は右の通りです。基本料¥3,400 + 区分数 × ¥8,600</p> <p>※3 審査の結果、拒絶理由通知を受けた場合に、補正書・意見書の提出により特許取得が期待できる場合には中間処理を行います。</p> <p>※3 商標の登録料は1区分当り¥28,200です。(前期5年・後期5年の分割納付も可能ですが、各期1区分当り¥16,400となります。) なお、商標権は10年ごとに更新登録することで半永久的に権利を存続させることができます。 更新登録料は1区分当り¥38,800です。(前期5年・後期5年の分割納付も可能ですが、各期1区分当り¥22,600となります。)</p>							